

利用者の皆さまへ

**より安全・安心なバスを利用頂くため、
新たな安全対策を実施しています！**



**長距離運行を行う場合
には、交替運転者を配置
することとなりました！**

※ 過労運転防止のため、実車距離や運転時間の
上限を超えてワンマン運行することを禁止しました。

**安全性などを確認して
設置されたバス停留所から、
安心してご利用
頂けるようになりました！**



※ 新しい高速乗合バス制度により、従来の高速ツアーバスの乗降
場所を安全性が確認された「停留所」として明確にしました。



**バス事業者がルールを
守って運行しているか、
点検を行っています！**

※ 点検の際、職員が事業者に対して
指導を行っています。



国土交通省

平成25年4月以降 「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」の策定と実施

平成25年8月から 実施した安全対策

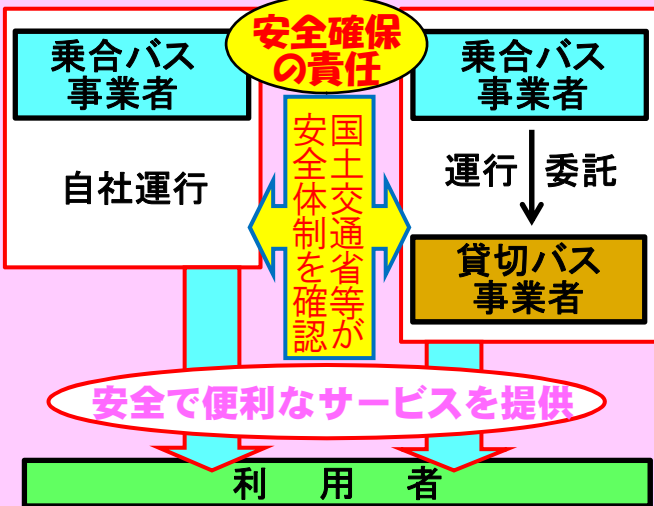
安全運転



安全対策	内容
高速ツアーバスの新高速乗合バスへの移行・一本化	乗合バス事業者が安全確保・利用者保護の責任を一元的に担う制度になりました。
過労運転防止のための交替運転者の配置基準の策定	運転者の過労運転を防止するため、ワンマン運行の上限距離等を定めました。

新しい高速乗合バス制度

交替運転者の配置基準



		新高速乗合バス・貸切バス
ワンマン運行	夜間	距離：原則実車距離400kmまで 時間：原則運転時間9時間まで 連続乗務：連続4夜まで
	昼間	距離：原則実車距離500kmまで 時間：原則運転時間9時間まで

※上記は主なもので、その他様々なルールがあります。

平成25年10月から 実施した安全対策

安全運転



安全対策	内容
運輸安全マネジメントの実施義務付け対象の拡大	バス事業者に対して、安全を最優先する風土・管理体制を構築させました。
集中的な監査と処分の厳格化	悪質な事業者に対して集中的に監査を実施し、処分の厳格化を図りました。

高速・貸切バスの安全対策は、国土交通省のホームページにも掲載しておりますので、是非ご覧ください！ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

